

5 窓・外壁等の遮熱・断熱改修 (※新築・増改築に伴う工事は対象外)

助成対象要件

(1) 窓の断熱改修

- ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。(サッシと共に改修する場合を含む)
- ・対象となる室内全ての窓の断熱改修をすること。(建物の全部屋ではありません)
- ・改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率4.65以下(次世代エネルギー基準内)であること。

(2) 外壁等(外壁、天井、床、屋根、屋上の断熱改修)

- ・既存の屋上・屋根、屋根・屋上の直下の天井、外気等に接する既存の壁・床等の改修であること。
 - ・使用する断熱材が「断熱等性能等級4 技術基準」に規定する断熱材の厚さ基準以上であること。
- ※(2)の工事完了報告にあたっては施工中の写真の提出が必要です。

助成金額 工事費用×20%(税抜) 上限15万円

空調の電気使用量が
約35%削減!
※従来窓を複層ガラスに改修した場合
出典:日本サッシ協会

申請書類	HPより ダウンロード可	個人		管理組合		法人	
		戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅	戸建 住宅	共同 住宅	共同 住宅
1 申請書	★	○	○	○	○	○	○
2 我が家のCO ₂ ダイエット宣言又は我が社のCO ₂ ダイエット宣言	★	○	○	○	○	○	○
3 所有者を証する書類(建物の登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)等) ※1 本人が居住しない場合もしくは賃貸共同住宅オーナーの方		○	○	○	○	○	○
4 前年度分の住民税の納税証明書又は非課税証明書 *台東区外から転入される方又は台東区外に居住する方のみ		○	○	-	-	-	-
5 前年度分の法人税(その1、その3)又は所得税(その1)の納税証明書又は非課税証明書		-	-	-	○	○	○
6 施工前の写真(全体がわかるもの・施工箇所別のもの)		○	○	○	○	○	○
7 施工に係る内訳がわかるもの(見積書・契約書等)		○	○	○	○	○	○
8 施工承諾書(自己所有でない場合。分譲マンションは管理組合理事長、賃貸マンション・借家・賃貸ビルはオーナーの承諾書)	★	○	○	-	○	○	○
9 施工について管理組合で議決されたことが確認できる書類(議事録等)の写し		-	-	○	-	-	-
10 助成対象要件を満たすことがわかるもの(製品の仕様記載されているパンフレット等)		○	○	○	○	○	○
11 施工箇所や施工内容を示す書類(平面図等)		○	○	○	○	○	○

7 屋上・壁面・地先・駐車場緑化

助成対象要件 ★助成対象要件や助成金額の詳細については、別刷のパンフレットをご覧ください。

台東区みどりの条例の適用を受ける場合は対象外。

(1) 屋上・壁面緑化

敷地面積1,000㎡未満の既存建築、敷地面積300㎡未満の新築・増改築であること。

(2) 地先緑化(※新築・増改築は対象外)

敷地面積1,000㎡未満の既存建築物であること。

(3) 駐車場緑化

民間の貸駐車場(月極、時間貸は問わない)であること。

(4) プランター設置

自らの敷地内の道路に面した場所に設置すること。
※申請前にご相談ください。

空調の電気使用量が
約7.1%削減!
※屋上緑化を施工した場合
出典:環境省ヒートアイランド
対策ガイドライン

助成金額

①屋上緑化 上限30万円、壁面緑化 上限15万円 ②地先緑化 上限10万円 ③駐車場緑化 上限10万円 ④プランター設置 上限5万円

◆工事完了報告について◆

交付決定通知書の日付から3か月以内に以下の書類をご提出ください。全ての書類を提出後、区による完了検査となります。なお、年度末に係る場合は申請年度の最終開庁日までに完了検査を受ける必要があります。

- 完了報告書(交付決定通知に同封) ※印鑑は申請時と同一のもの
- 領収書等、工事に係る費用を支払ったことが分かるもの(内訳が分かるもの)
- 機器等設置後の状況が確認できる写真(全体が分かるもの。共同住宅共用部用LED照明及び窓・外壁等の遮熱・断熱改修は施工箇所別の写真、高反射率塗料は使用前後の塗料缶の写真、外壁等の断熱改修は施工中の写真を含む)
- 建築検査済証 ※建築確認が必要となる工事(新築等)の場合のみ
- 「電力需給契約申込書(控)」の写し(電力会社の承諾印が押印されたもの) ※太陽光発電システムのみ
- 「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の写し ※太陽光発電システムのみ
- 機器の出力対比表(製造番号、出力特性)の写し ※太陽光発電システムのみ

東京都ではソーラー屋根台帳をWebで公開しています。太陽光発電システム導入をお考えの方はぜひご活用ください。
【問い合わせ】クール・ネット東京 TEL: 03-5990-5066

台東区 我が家の省エネ・創エネアクション 支援制度のご案内

家庭向け

助成金制度メニュー

- 家庭用燃料電池(エネファーム)
- 太陽光発電システム(戸建住宅用・共同住宅共用部用)
- 共同住宅共用部用LED照明
- 高反射率塗料
- 窓・外壁等の遮熱・断熱改修
- 雨水貯留槽
- 屋上・壁面・地先・駐車場緑化・プランター設置



その他支援制度メニュー

- 省エネナビの貸し出し
- 共同住宅向け省エネコンサルタント派遣
- 家庭向けソーラー診断

*詳しくはお問い合わせください

●助成金を受けるための条件 ※以下、全ての条件を満たす必要があります

- ①対象機器、設備を自己が所有する区内の建物に設置すること。
(自己所有でない場合は、所有権を有する者の承諾を得ること)
- ②住民税(事業者にあつては事業税、法人税又は所得税)を滞納していないこと。
- ③**工事の前**に申請し、区の決定を受けること。
- ④区が行う機器等の利用状況の調査に協力すること。
- ⑤過去(緑化、高反射率塗料は過去10年間)に同一の設備について助成を受けていないこと。
- ⑥販売・譲渡等を予定している建築物等への施工ではないこと。

●助成金申請から支払までの流れと申請にあたっての注意



※工事完了予定日の概ね3か月前から申請できます。

一 注意事項

- 交付決定通知書の日付から3か月以内に工事・支払いを終え、完了報告書を提出してください。
※3か月を過ぎると交付決定を取消す場合があります。
※年度末にかかる場合は、完了報告書の提出及び、区による完了検査を申請年度の最終開庁日までに受ける必要があります。
- 申請から請求まで同一の印鑑を使用してください。(シャチハタ不可。銀行印である必要はありません)
なお、法人格がある管理組合は理事長印、法人格がない管理組合は理事長の私印を使用してください。
- 公的機関が発行する証明書は発行後3か月以内のものとし、コピーを可とします。
- 申請書類一覧にある書類以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- 予算が無くなり次第、受付終了となります。

◆申請・問合せ先◆

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
台東区環境清掃部環境課 普及啓発・みどり担当
TEL: 03-5246-1281 FAX: 03-5246-1159



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用